

## 令和3年4月定例教育委員会会議録

日 時	令和3年4月16日（金） 午後1時30分～午後3時15分
場 所	秦野市役所教育庁舎3階大会議室
出席委員	教育長 佐藤 直樹 教育長職務代理者 牛田 洋史 委員 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 片山 恵一
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 正岡 義海 教育指導課長兼 文化スポーツ部長 宇佐美 高明 教育研究所長 丸野 研二 教職員課長 古木 学 生涯学習課長 水島 一葉 教育総務課長 守屋 紀子 図書館長 山本 英範 学校教育課長 久保田 貴 教育総務課課長代理 吉田 浩成 学校教育課担当課長 上條 秀香 教育総務課主事補 岩田 浩貴
傍聴者	1名
会議次第	<h3>4月定例教育委員会会議</h3> <p>日 時 令和3年4月16日（金） 午後1時30分 場 所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 会議録の承認</li> <li>3 教育長報告及び提案             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和3年5月の開催行事等について</li> <li>(2) 秦野市議会第1回定例会報告について</li> <li>(3) 臨時代理の報告について                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 報告第10号 秦野市教育委員会事務局職員の任免について</li> <li>イ 報告第11号 秦野市立学校文書等の取扱いに関する規程の一部を改正することについて</li> <li>ウ 報告第12号 秦野市学校給食運営審議会規則を制定することについて</li> <li>エ 報告第13号 市立学校長の人事上の措置について</li> <li>オ 報告第14号 市立小中学校教職員の人事上の措置について</li> </ol> </li> <li>(4) 園児、児童、生徒及び学級数について</li> <li>(5) 小中学校教職員時間外在校等時間集計結果について</li> <li>(6) 教育支援協議会等の結果について</li> </ol> </li> </ol>

	<p>(7) 令和3年度いじめを考える児童生徒委員会について</p> <p>(8) 第12回親子川柳大会の作品募集について</p> <p>(9) 図書館こどもの読書フェアについて</p> <p>4 議 案</p> <p>(1) 議案第16号 大根幼稚園の運営方針について</p> <p>(2) 議案第17号 秦野市立図書館窓口業務等委託に係る企画提案型事業審査会規則の制定について</p> <p>(3) 議案第18号 秦野市立図書館窓口業務等委託に係る企画提案型事業審査会委員の委嘱及び任命について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 令和3年度教育委員会教育行政点検・評価について</p> <p>(2) 秦野市学校給食センター設置条例を制定することについて</p> <p>(3) 秦野市学校業務改善推進方針（案）について</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 要望書について</p> <p>7 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

佐藤教育長

ただいまから4月の定例教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、会議録の承認につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

なお、非公開案件につきましては、御意見、御質問がある場合には、会議終了後、事務局に申し出をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

—異議なし—

佐藤教育長

それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。

次に、3、教育長報告及び提案の(3)臨時代理の報告についてのエ、報告第13号「市立学校長の人事上の措置について」、オ、報告第14号「小中学校教職員の人事上の措置について」は人事に関する案件のため、また、4、議案の(1)議案第16号「大根幼稚園の運営方針について」は意思形成過程にあるため、会議を非公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

佐藤教育長

それでは、3の(3)のエ及びオ、4の(1)は非公開とさせていただきます。

それでは、次第3、教育長報告及び提案について、お願いいたします。

教育部長

それでは、報告の(1)令和3年5月の行事等につきまして、

御報告をさせていただきます。資料につきましては、No. 1 でございます。

まず、5月9日です。第1回いじめを考える児童生徒委員会を開催いたします。場所は堀川公民館でございます。

次に、5月10日、新採用・転任採用職員の研修会を開催いたします。

次に、5月12日、定例教育委員会会議を開催いたしますので、御出席をよろしくお願いいたします。

次に、5月18日・25日ですけれども、ブックスタート事業です。

次の項目につきまして、例年5月中旬に実施しております中学校の修学旅行ですが、記載にありますとおり、コロナの影響がありまして、日程、旅行先等は現在調整中でございます。

次に、5月27日ですが、全国学力・学習状況調査が実施されます。

次に、5月29日、午前10時からミュージアムさくら塾を開催いたします。今回は「日本の近代化とスポーツの普及」をテーマに講演を行います。講師は、東海大学体育学部の松浪稔教授をお招きし、はだの歴史博物館で行います。

同じく5月29日、午後1時半から、はだの生涯学習講座を開催いたします。テーマは「梅雨のメカニズムと気象災害」と題しまして、副題として「秦野の地形から考える気象災害への対策とは」としております。講師は、気象予報士会神奈川支部の和田氏をお招きいたします。場所は本町公民館でございます。

最後に、5月31日、定例記者会見が予定されております。

5月の開催行事等は以上でございます。

続きまして、秦野市議会の第1回定例会の報告につきまして、資料No.2-1を御覧ください。

第1回定例会の会期ですけれども、2月26日から3月26日までの29日間の会期で開催されました。市長提案の議案は、令和3年度秦野市一般会計予算を定めることについてほか30件、また、報告案件として専決処分の報告がございました。

議案につきましては、いずれも可決でございます。そのほか、議提議案1件、委員会提出議案1件、陳情4件の審査が行われました。

また、予算決算常任委員会、各常任委員会、一般質問等が記載の日程で行われました。

それでは、教育委員会に関わる案件につきまして、その概要を

説明いたします。私からは、教育部関係についてお話をさせていただきます。資料をおめくりください。

まず、代表質問ですけれども、5つの会派から質問がありました。

はじめに、自民党・新政クラブ、高橋議員でございます。中学校完全給食について、食育の進め方について、また、教育水準の改善・向上におきましては、公立幼稚園の再編、そして幼児教育・保育の質の充実についての御質問がございました。

1枚おめくりいただきたいと思います。次に、創和会の谷議員ですけれども、こちらも中学校完全給食。中身としては、スケジュール、また地産地消の推進についてのお尋ねがございました。それから、放課後学習支援事業の成果と今後の取組、また、学校におけますICTの活用についての御質問がありました。

次に3ページ、公明党の横山議員でございます。こちらも、目指すべき中学校給食の完全実施について、学校におけるICTの活用、また、非認知能力の育成についての御質問がございました。

次に、1枚おめくりいただきまして、市民クラブ、野々山議員ですけれども、中学校完全給食の食育、地産地消、また、公会計制度の導入についての御質問がございました。

最後に、5ページ、共産党、佐藤議員から、中学校完全給食におけます質問、ICT教育の環境整備、幼児教育の質の充実を図るために創設いたします乳幼児教育・保育支援センター、そして、公立幼稚園の再編についての御質問がございました。

次に、予算決算常任委員会、文教福祉分科会での質疑でございます。資料は6ページとなります。

まず、古木委員ですけれども、小中学校におけます非構造物の点検についての御質問がありました。

2番目、中村委員ですけれども、学校業務改善の中で、スクールサポートスタッフの配置と活用について、また、小中学校におけます給食費の徴収管理の公会計化についてのお尋ねがございました。

次に3番目、佐藤文昭委員ですけれども、寺子屋方式の学習支援について、学力向上アドバイザーや教育支援アドバイザーの確保についての御質問がございました。

次に8ページでございます。小菅委員ですけれども、学校業務の改善、学力向上のための取組、また、はだのっ子アワードの取組、通学路対策、学校等の施設整備についてなど、多岐にわたって御質問がなされました。

次に11ページになります。風間委員からは、学力向上のための取組や防災教育についての御質問でございました。

次に12ページ、横溝議員ですけれども、小中学校におけます施設の修繕への対応についてのお尋ね、また、体験型学習の取組についての質問がございました。

最後に13ページ、野々山委員ですけれども、中学校給食におけますアレルギー対策について、また、部活動における新たな取組についてなどの御質問がございました。

次に、15ページを御覧いただきたいと思います。令和2年度の補正予算の審議ですけれども、今回の補正予算の審議は2件で、いずれも国庫補助の交付に伴うものでございます。

質問は佐藤委員からございました。まず、議案第26号ですけれども、こちらは、南小学校のグラウンド整備、また西中学校体育館等の施設整備について、令和元年度末に国庫補助金の前倒しの採択がありましたので、急遽補正予算を組んだところでございますけれども、既に令和2年度の当初予算の編成が終わってしまっていて、この当初予算に同事業を計上してしまっていたことから、重複した事業費となりましたので減額したものでございます。質問は、その理由と内容によるものでございました。

次に、議案第31号につきましては、ただいま御説明しました形態と同じく、令和3年度予算に計上しておりました東小学校グラウンド整備、また大根小学校の擁壁改修工事について、令和2年度に国庫が前倒しに補助採択されたため、急遽、令和2年度の事業として補正予算を計上いたしました。また、この事業につきましては、令和3年度に事業がずれ込むことから繰越明許費としたことについてのお尋ねでございます。

16ページを御覧ください。次に、文教福祉常任委員会に付託となりました議案第8号「秦野市学校給食の実施に関する条例を制定することについて」の質疑でございます。3人の方から質問等がございました。

まず、古木委員ですけれども、給食費の未納についての対応についての御質問でございます。こちらは、粘り強く徴収していくという回答をしているところでございます。

また、風間委員からは、給食費運営審議会の委員に多くの女性の登用を、そして、横溝委員からは、中学校給食においても、各学区において協議会等を組織して意見の反映ができる環境づくりをしてほしいとの要望がございました。

この議案は、文教福祉常任委員会での審査を経まして、本会議

において、条例は賛成全員ということで可決されております。

次に、17ページ以降でございます。一般質問です。

まず、八尋議員からは、教職員のBPR、業務改革ということですが、学校に導入した出退勤システムから、その状況についての御質問、そのほか、システム化できる業務についての考え方、中学校の部活動についてのお尋ねもございました。最後に、教育長の教職員の業務改革への考え方についても御質問がございました。

次に、19ページでございます。原聡議員ですが、図書館活用の将来像の項目の中で、デジタル教科書の導入についての御質問がありました。

また、3番目、露木議員ですが、中学校完全給食について、学校給食を通じた地域振興とはどのようなものか、また、食材の調達について、そして、災害時の応援についてなどの質問がございました。

20ページの4番でございます。風間議員ですが、支援教育について、また、中学校完全給食における食育の取組についての質問がございました。

22ページでございますが、川口薫議員ですが、学校体育館の利用状況と整備についての御質問がございました。

最後に、24ページでございますが、阿蘇佳一議員から、コロナ禍での孤独・孤立対策として、教育委員会での対応についてのお尋ねがございました。また、安全で安心して暮らせるまちづくりといたしまして、学校、教育委員会での薬物乱用防止の取組についての御質問もございました。

質疑・応答の具体的な内容につきましては、資料に記載してあるとおりでございます。

私からは以上でございます。

文化スポーツ部長

それでは、私からは文化スポーツ部の教育委員会に係る質疑について御報告をさせていただきます。資料No.2-2を御覧ください。

まず、1ページ目ですが、議案審議で質問がございました。この議案につきましては、感染症対策として予算を早急に定める必要があったために専決処分をした補正予算の承認の議案でございます。

露木議員から質問がございまして、文化財保護費、公民館費に係る積算の根拠は何かというような質問がございまして、飛沫防止用のアクリル板購入費用であると答弁をさせていただいていま

す。

めくっていただきまして、2ページ目になります。予算決算常任委員会、これは令和3年度の予算の審査ということになります。

古木委員から質問がございまして、図書館に関することと文化財に関することの御質問をいただいております。図書館につきましては、窓口業務等委託に関する方針や取組、あるいは新しい生活様式に向けての電子書籍の質問をいただいております。また、文化財の関係では、予算が増えている理由やここで国登録記念物に登録されました震生湖についての質問をいただいております。

次に、3ページ目の下、中村英仁委員ですけれども、やはり博物館の文化財の関係で質問がございまして、本町四ツ角周辺の建造物の今後の計画や予算について質問がございました。

めくっていただきまして4ページ目、小菅委員になります。公民館の営繕の関係で質問がございまして、特にトイレでございまして、古い順に改修を進め令和5年度までに完了したいというような答弁をさせていただいております。また、図書館については、開館時間の現状等の質問がございました。

続きまして、風間委員からは、はだの歴史博物館の関係で質問がございまして、新年度の取組や予算はどのようなか、そういった質問をいただいております。

続いて5ページ目、野々山委員でございまして。こちら、はだの歴史博物館の関係で御質問をいただいております。リニューアルしたけれども、目的は達成できたのか、また、将来は博物館の運営協議会のようなものを設置してほしいといった要望もいただいております。それから、洋上体験についての質問をいただいております。コロナ禍の状況で制限等を受けていないのかという御質問に対し、人数が118人の定員から57人と制限を受けていること、今後、今年度については、延期を含め協議していくという答弁をさせていただいております。

続きまして6ページ目になります。吉村委員から御質問をいただいております。文化財の保管施設について質問をいただきました。

それから、7ページ目になります。一般質問で、文化スポーツ部の教育委員会に係る部分はお一人でございましたけれども、原議員から、図書館の活用の将来像についてということで御質問をいただいております。子どもたちの読書離れに対してどのような取組をしているのか、また、将来像について御質問があり、ブックスタート事業等、読書のきっかけづくりに取り組んでいくとい

教育総務課長

うことと、学校教育と社会教育の連携を図っていききたいという答弁をさせていただいております。8ページ目になりますと、二次質問では、電子書籍の導入についてどうなのかという御質問をいただきまして、今後、研究や運用について検討していききたいという答弁をさせていただきました。

私からは以上でございます。

それでは、私からは臨時代理の報告ということで、報告第10号と第11号につきまして御説明させていただきます。

まず、資料No.3、報告第10号を御覧ください。秦野市教育委員会事務局職員の任免につきまして、神奈川県の人事異動内示日程と整合を図るため、事務を臨時に代理しましたので、秦野市教育委員会教育長に対する事務委任及び臨時代理に関する規則第4条の2項の規定により報告をするものでございます。

資料を2枚おめくりください。県費教職員の転任採用ということです。先ほど職員の紹介をさせていただきましたが、記載の4名の方が、学校から教育指導課及び教育研究所の所属となっております。

続きまして資料No.4、報告第11号「秦野市立学校文書等の取扱いに関する規程の一部を改正することについて」を御説明いたします。

資料を1枚おめくりいただきまして、理由欄を御覧ください。本年2月1日付で本市におきまして策定された「行政手続等における押印、書面規制等の見直し方針」を受けまして、これまで事務処理において必要としていた押印の一部を不要とするため、秦野市文書等の取扱いに関する規程の一部が改正されたことを踏まえまして、学校においても同様の取扱いとするため、秦野市立学校文書等の取扱いに関する規程の一部を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては新旧対照表にて御説明させていただきますので、資料を2ページおめくりください。最終ページとなります。

変更点は2点ございます。まず1点目は、親展文書や簡易書留郵便などの配付時における特殊文書收受簿への受領印を「署名又は押印」に見直すものでございます。

2点目は、文書を收受し、校長や園長がその内容を確認した際に、その文書に收受日付印が押してありまして、そこに確認印を押していたのですけれども、その認印を不要とするものでございます。



学校教育課担当課長

説明は以上となります。

私からは、報告第12号、資料No.5について御説明させていただきます。資料No.5を御覧ください。

1枚おめくりいただきますと、本臨時代理の理由でございます。秦野市学校給食の実施に関する条例の制定に伴いまして、同条例の7条1項に規定します秦野市学校給食運営審議会を速やかに設置するため、委員の公募に関して、組織及び運営に関する規則を制定する必要がございました。そのため、秦野市給食審議会規則を制定することについて、別紙のとおり、臨時代理をさせていただきます、教育委員会教育長に対する事務委任及び臨時代理に関する規則第4条2項の規定により、臨時代理をさせていただきました。

私からの説明は以上となります。

教育総務課長

資料No.8、令和3年度園児数及び学級数について御説明いたします。

令和3年度の秦野市立幼稚園8園及びこども園5園の園児数は、前年度に比べまして140人減少しまして635人となっております。このうち統合教育を行う園児は78人となり、前年度から15人減少しましたが、割合としましては12%から12.2%に微増しているという状況です。

学級数につきましては、41学級となり、前年度の42学級から1学級減少しております。それぞれ1番、2番に幼稚園とこども園の詳しい表を載せておりますが、増減内訳を御覧いただきますと、児童数が増えている園は、4歳児につきましては東幼稚園のみ、5歳児につきましては西、上、ほりかわの3園が前年度に比べ児童数が増えているという状況です。

こども園につきましては、5歳児でひろはた、みどり、しぶさわの3園の園児数が増えているという状況になっております。

1枚おめくりいただきまして、A4横の資料に詳細が載っております。このうち学級数が増えているのが、南幼稚園とほりかわ幼稚園の5歳児が1クラスから2クラスに増えている状況なのですけれども、こちらにつきましては、今年度4月より1学級の定員を35名から30名に引き下げたことに伴いまして学級数が増えているという状況となっております。

私からの説明は以上となります。

学校教育課長

引き続き、同じ資料の3ページを御覧ください。令和3年度児童・生徒数及び学級数についてですが、小学校の児童数は、普通学級が7,285人、239学級となっております。前年度に比べまして214人の減、学級数にして9の減少となっております。

特別支援学級は367人で、68学級、12人増の4学級の増となっております。

また、中学校の生徒数は、普通学級が3,928人、113学級で、64人増の1学級増、特別支援学級が164人、32学級で、18人増と1学級増となっております。

また、外国籍等の児童・生徒数は、小学校が138人、これは前年度と同人数となっています。中学校では85人で、4人の減です。

通級学級では、児童・生徒数が小学校5校、91人、6学級、前年度に比べまして1人減となっています。中学校では、1校、24人、2学級で4人の増となっております。

これらは、いずれも令和3年4月5日現在の速報値でございます。

また、裏面、4ページを御覧いただきますと、小学校、中学校それぞれ児童・生徒数及び学級数の内訳を記載してございます。

私からは以上です。

私からは、資料No.9についてでございます。

各校から3月分の出退勤時間の集計時間が提出されたことから、昨年度1年間の小中学校教職員在校等時間外集計結果を御報告します。

報告に当たっては、御覧いただいているとおり、前年度同月と比較しての時間とさせていただいております。前年比減については三角で表しております。今年度は、新型コロナ感染拡大に伴い、各学校ではさまざまな対策を余儀なくされたことにより、前年と単純に比較できない環境下にはありますが、小中とも表の右から2番目の列になります、業務量の適切な管理として示されている上限時間である1か月45時間超えの時間外在校等時間勤務者の割合のパーセンテージを見ますと、比較可能な6月から3月の10月で、小学校では増加6月、減少4月、中学校では増加3月、減少7月という状況でした。

表では、左半分が平日と休日というくくりをしております。減少を示す三角を見るとわかりやすいのですが、一昨年に比べて昨年度は、平日は勤務時間増加傾向、休日は勤務時間減少傾向という結果が出ております。

平日の勤務時間増加、休日の勤務時間減少ともに、コロナへの対応、まず、平日は一昨年までなかった感染症対策の対応、あるいはカリキュラムの変更対応に時間を割かれたものと推測しております。休日の減少については、特に中学校においては部活動の

教育指導課長兼  
教育研究所長

自粛による減少幅が大きく、平日を合わせても全体の時間外勤務は、中学校は減少した月が多かったものと見ております。

以上のように、昨年度1年間の先生方の勤務時間が数字としてあらわされて、見えてくる部分や推測できる部分、また改善すべき部分が見えてくるところがあります。引き続き、時間外在校等時間の把握に努め、業務改善、働き方改革を進めてまいります。

私からは以上です。

私からは、資料No.10、教育支援協議会等の結果について、続きまして資料No.11、令和3年度「いじめを考える児童生徒委員会」について、御説明いたします。

資料を1枚おめくりください。資料No.10になります。教育支援協議会等の結果について御説明いたします。

令和2年度の開催状況については、資料のとおりでございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、1回目は書面開催といたしました。審議が行われる2回目は、4月、5月の臨時休業の影響もあり中止となっております。

教育支援協議会のあり方については、佐藤教育長が教育指導課長のときから見直し、検討を行い、一人ひとりの教育的ニーズをしっかりと把握し、就学後に必要な合理的配慮を提供できるよう丁寧な議論が行える制度に整えてまいりました。

また、保護者が納得し、安心して就学が迎えられるよう、教育支援協議会での審議結果や審議内容については、丁寧に説明を重ね、合意形成を図ってまいりました。

さらに、かねてより要望が寄せられておりました大根、鶴巻地区での支援を行えるようにするために、令和元年度には大根小学校にまなびの教室を設置しました。それまで本町小学校のまなびの教室まで送迎をしなければならなかった保護者の負担軽減を実現できたことで、通級希望児童が増えているという状況となっております。

平成30年度に新設しました中学校通級指導教室についても、今年度より大根中学校、鶴巻中学校に巡回することができるようになり、支援の拡充を図っているところでございます。

課題としましては、子どもたちにとって最大の教育環境である教職員のスキルアップでございます。支援ニーズが多様化、重複化する中で、子どもたちに関わる全ての教職員が資質向上に取り組む必要があると考えております。そのため、支援教育担当指導主事の専門性の向上とともに、学校支援体制の充実を図りながら、地域の特別支援教育のセンター機能を持っております秦野養護学

校との連携強化にも努めてまいります。

具体的な数字についてですが、支援人数が令和元年度の306名より減少いたしまして、262名となっております。内容につきましては、教育支援協議会での審議が160名、令和元年度が185名、通級指導教室での審議人数は102名、令和元年度が121名ということになっております。

引き続き、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた支援が行えるよう取り組んでまいります。

続きまして資料No.11になります。1枚おめくりいただければと思います。「いじめを考える児童生徒委員会」についてです。

いじめを考える児童生徒委員会は、子どもたちの願いが込められた「はだの子ども人権宣言」の実現を目指しまして、いじめを生まない学級・学年・学校風土をつくるために平成20年度に設置されまして、今年度で14か年を数えているところでございます。昨年度も年間4回の活動を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、計画しておりました活動が実施できないという中ではございましたが、秦野の少年補導員連絡会、秦野警察署と協力いたしまして、各中学校と共同して「STOP! THEいじめ! 検討会」、地域の大人と一緒に考えようという会合を1回、実施いたしております。

今年度につきましては、裏面の年間計画にございます。1回目が5月9日日曜日、堀川公民館で実施を予定しております。感染拡大の防止を図るために2部制といたしまして、年間を通しまして計4回を計画しております。それぞれ感染状況等を見極めまして実施の可否を判断してまいりたいと考えております。

予定しております活動としましては、児童生徒にもう一度、これまでのいじめを考える児童生徒委員会の内容を伝えながら振り返りを行います。これまでにつくられてきました子ども人権宣言などを生徒に周知していきまして、それをもとに生徒の考える場、語り合う場をつくってまいりたいと考えております。

そして、できましたらば、今年度改定していただいております新しい秦野市の新都市像も子どもたちに伝えていきたいと考えております。

また、一昨年に児童生徒が決めました本委員会の「いじめに向かい合おう!～‘わ’になってともに手をとる はだのっ子～」というスローガンがあるのですが、これを大切にしながら、はだのっ子生活スタンをより良く伝えていくためにも、最終的にはA4判サイズの折り込みリーフレットをリニューアルして作

生涯学習課長

成したいと考えております。

私からは以上です。

私から、資料No.1 2を御覧ください。第1 2回親子川柳大会の作品募集について御報告いたします。

本年度で親子川柳大会は1 2回を迎えますが、この親子川柳は、川柳の作成に伴って、家族がふれあい、絆を深めていただく家庭教育支援事業の一環として実施しております。小中学生とその保護者を対象として、例年、夏休みの期間に合わせて作品を募集しておりました。今年度は、夏休みの時期に加えまして、ゴールデンウィークなどの時期を含みます5月1日から6月30日までの期間を第1次募集としまして、さらなる応募数の増加につなげていきたいと考えております。

募集方法につきましては、学校を通じて作品を提出していただくほか、電子申請システムを活用しまして、パソコンやスマートフォンを使いまして市のホームページから、いつでも、どこでも申し込むことができるようにしております。

資料の裏面を御覧ください。資料裏面に記載しておりますが、昨年度は713作品の応募のうち、55作品が電子申請によるものでした。出品されました作品は、1次審査としまして、実行委員会の実行委員長であります東海大学文学部教授の志水先生に、応募総数10%程度を入選作品として選出いただきまして、その後、2次審査として、実行委員全員の皆様に作品を配付いたしまして、表現、内容、発想力の3項目について評価をしていただきまして、点数の高い上位10作品を大賞及び特別賞として、そのほかは佳作というように表彰しております。

表彰式につきましては、今後、実行委員会で改めて決定することになりますが、11月下旬を予定しております。入選した作品は、撮影した作品集を入選者に配付するとともに、小中学校にチラシの配布、イオン秦野店や公民館でのパネル展示等を予定しております。

私からは以上です。

図書館長

では、図書館から、報告の9、こどもの読書フェアについて御説明いたします。資料はNo.1 3になります。

毎年、春と秋に読書週間がありますが、春は子どもを対象としたもので、4月23日を「こども読書の日」、また、23日から5月12日までを「こどもの読書週間」として、この間に全国の書店や図書館で読書を推進するさまざまな行事が行われます。

本市立図書館では、親子での来館を促し、本市の子どもたちに

より読書に親しんでいただくため、また、読書のきっかけづくりになるようなイベントを開催いたします。

期間は、こどもの読書週間に合わせて4月23日から5月12日までとし、本のおたのしみ袋や「おすすめ絵本の紹介」、ボランティアの協力によるおはなし会、また映画会や書庫さんぽと題した楽屋裏ツアーを開催いたします。

なお、今年の子どもの読書週間のキャッチフレーズですが、これは公募により「いっしょによもう、いっぱいよもう」となっております。

コロナ禍の中ですが、感染予防を図りながら開催したいと思っております。

以上です。

佐藤教育長

以上、報告が終わりましたが、ボリュームがありますので分けていきたいと思っております。まず、最初のほうは、(1)の開催行事と第1回定例会報告、(1)と(2)で一旦区切らせていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、5月の開催行事と定例会の報告につきまして、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

牛田委員

定例会の関係ですけれども、文教福祉常任委員会のところで質問があった小菅委員からの2番、学力向上推進事業ということですが、この学力向上推進事業あるいは学力関係では教育水準の改善・向上、こういったことにやはり関心を持たれている議員の皆さんも多くあるように感じました。

その中で、直接この議員の方からの質問に関わることではないのですが、学力向上あるいは教育水準の改善・向上という点で、令和元年度にこの家庭学習攻略本「maNAVI」というものを発行されました。今、唐突にここでお尋ねしても現場の状況等については十分承知されていないと思っておりますので、このいわゆる活用あるいは、これを配布した後の子どもの反響ですとか声とか、あるいは家庭でどういった活用がされているのか、その辺の様子が気になりました。今ここでお話をということをお私に求めていませんので、何か機会があるときに、この辺のところの取扱いについて、1年間終わったわけですから、様子について、後日でも結構ですので、何かの際にお話しただけいただけるとありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

佐藤教育長

一定の活動については所管課で押さえてあるはずですが、次回にでも取りまとめをして、また、今後の方向性についても報告をお願いしたいということでございます。よろしいですか。

高橋委員

ほかいかがでしょうか。

4ページの野々山議員からの御質問の2番目、GIGAスクール構想の推進についての中で、教育長のお答えの中に、町田市の視察で印象的だったICT支援員の導入について、そのことを詳しく教えていただきたいです。

佐藤教育長

これは野々山議員のところですね。実は、実際に導入に当たって、授業の中で使うということは我々も想定していたのですが、それ以外に、校務支援のところ、成績であったり、保健関係もそうなのですが、実は学校で健康診断を受けた後、細かく健康調査を個人のデータに書き写す作業があるのですが、そういったものが一元管理できているのです。ですから、極端に言いますと、お医者さんが健康診断をやったときに、その結果を、タブレットを導入されているのでタブレット上に入力すると、その保健調査結果が全てのところに反映されるというような、今までのアナログでやっていた、紙媒体で教職員がやっていたものが、一気にタブレット上で完結してしまうというのがまず1つです。

それと成績に関しましても、今、校務支援ソフトというのは確かに導入しているのですが、それと実際の教職員の個票の部分になるのですが、我々、小テストをやったりしたときに、成績を一々紙に書いたものをまた入力するという作業をやっているのですが、町田市の場合には、ここにタブレットがありますので、そのタブレットに入力することによって、秦野市でいう校務支援ソフト、つまり成績をつけるソフトに一気に飛んでいくということになります。そのため、教員が自分の紙媒体に落としたものを一々入力する必要性がないということで、むしろ学校の中で教職員の事務作業のところ、一元化されているところが大変印象的でした。

その導入に当たっては、ICT支援員が学校の中の様子を非常によくわかっていられ、つまりパソコンにたけている方が、学校のことがわからないと、うまく活用するためには、やはり学校の文化を理解してもらうのに時間がかかると思うのですが、実際に町田市は、センターの中で学校のことをよく知っていられる方を個人的に探してこられています。その方が非常に有機的に働いているので、それが大変印象に残ったということでございます。

ほかいかがでしょうか。

飯田委員

議会報告の中ですけれども、やはり議員の皆さんも学校給食がいよいよ今年度ということで興味や関心があることがわかるので

すが、議員の質問についてではないのですが、保護者も今後のスケジュールとかが結構気になっていると思うのですが、そういった保護者への今の進行状況とかといったものを何らかの形で学校側が説明されているのか。また逆に、例えばPTAの委員の方々から、どうですかみたいな質問が教育委員会に寄せられているのかどうか、その辺をお聞きしたいのですけれども、よろしく願いします。

学校教育課担当課長

現在、中学校給食の開始に向けた各学校でのPTA総会の場をお借りして、保護者の皆様に丁寧に説明していきたいと思い、資料等の準備を行っているところです。各学校4月から5月にかけて総会がございますので、こういった場を利用させていただき、説明をしていきたいと考えております。

佐藤教育長

市長からも御挨拶をいただきながら、動画にまとめ、そちらを各学校で流しながら実施していければと考えております。

紙媒体で説明する以外に、本来、PTA総会に行って説明したいということは考えておったのですが、この状況なのでPTA総会が開かれないことも想定して、市長に冒頭お話しいただいて、動画を撮らせていただいて、その後、説明も事務局でした動画を作成して、PTA総会でも流しますし、できればホームページにアップしていつでも見られるような形ということで準備はしています。

よろしいですか。

片山委員

ほかにいかがでしょうか。

2ページの谷議員ですけれども、民間事業者から学んだノウハウとあるのですが、これは今まで教員の方が学ばれたものと具体的に何か違うことがありましたら教えていただきたいです。

佐藤教育長

これは上幼稚園の園舎を活用して事業を導入する際に、事業規模とって予算は多額でお願いするわけにもいきませんので、実証実験的な取組として導入しました。市内全域で20人ということで民間業者と一緒に運営しておったのですが、将来的には、これを寺子屋事業に発展させるという計画的なものでございましたので、そのために民間の業者がどのように家庭学習支援を行っているのかということ、指導主事が毎回参加しまして、その様子をつぶさに観察したということです。

そのためのノウハウというのは、業者がやはり1対3ぐらいで、先生1人に対して児童が5人だったですね、1対5で。4人の先生で小集団でやっていくのですが、その際に、持っているテキストブックですとか家庭との連絡ノートですとか、そういったもの



を上手に活用されているというのが、まず指導主事が理解して、そのノウハウを今度は寺子屋に運用していこうということでございます。

もう一つは、はじめと終わりに必ずアンケートを業者はとるのですね。その際に子どもたちがどのように変容していったかが視覚化されていますので、そのあたりは、やはり我々も生かしていかなければいけないということで、新たな教育振興基本計画の中には、そういった理念を取り入れていっていると、そういった形でございます。

よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

飯田委員

議会報告の10ページに大和市が取り組んでいる男子トイレの個室化とあるのですけれども、これは小便器を個室化する取組なのでしょうか。

教育総務課長

大和市が取り組んでいる男子トイレの個室化というのは、今御質問ありましたとおり、小便器を廃止して、家庭のトイレも全て洋式になっていることなどを踏まえまして、全て個室にしてはどうだろうかということでございます。大和市がなぜそうしたかというのは、家庭の事情というよりも、トイレに行くと個室に入ると、「あ、大便のためにいったな」というのがわかるので、子どもがなかなか個室に入りづらいというような状況を踏まえて、トイレを我慢してしまうお子さんも結構いるようで、その状況を改善するために全てのトイレの個室化を進めたという事例でございます。

佐藤教育長

現場では、トイレ、個室に入って、その上からいたずらしたりというのがよく昔はあったので、最近はあまりなくなったのですけれども、そういったことを考えてということで、先日も民放でこのことについては取り上げをされていて、やはりそういうことも必要ではないかという問題提起の状態ですが、今後もこういった問題については、我々注視していかなければいけないと思っています。

ほかはいかがでしょうか。

牛田委員

今、飯田委員が指摘された男子トイレの個室化、これは私も目にとめました。私も今の飯田委員と同じように大和市の状況についてお尋ねしようかと思っていたので、今、教育総務課長の話を聞いて大体様子がわかりました。

私もこれは、いよいよこういう時代が来たのかなという感じを持っています。今、教育総務課長から話があったとおり、男子が

個室に入るというのはとても抵抗があって、いじられたり冷やかされたりするケースが多いのです。ですので、やはり健康面でも排せつというのはとても大事なことなので、男子生徒も安心して用が足せるようなトイレ環境は、整えてあげたいなという気持ちがあります。

その中で、御質問に対する回答、答弁という中で、2つ目の段落で、「個室化に当たっては、便器数が減ることや清掃が大変になること、また、中で体調不良となっている場合に発見しづらく、児童の安全面などで問題がないかということなどが懸念事項として考えられる」ということですが、この辺の回答と言ったらいいか説明が、清掃が大変だとか、中で体調不良になった場合の児童の安全面が心配だとかというのは、これは別に男子に限ったことではないし、女子も同じことではないかと思うのです。ですので、こういった説明は、一般的には通らないかなという印象を持ちました。

ただ、やはり物理的に、床面積が女子に比べて男子は狭いというのがあると思うのです。ですので、当然今の床面積の中で個室を設けると、個室の数が減っていくのは否めないかなと。しかも、学校というのは多くの子供もたちが、例えば10分で用を済ませなくてははいけない。場合によってはその時間に集中するのだね。いわゆる公共施設のトイレとか商業施設とは違うところが、やはり学校にはそういった懸念があるので、この辺のところは統計的に調査をしていかななくてははいけないのかなという印象を持ちました。

いずれにしても、今はどこの家庭も、一般家庭で小便器を別に設置している家庭はほとんどないのではないかと思うのです。私の家も洋式なのだけれども、お客さんが来ても私は、「男性も、うちは洋式は座ってね」と言うのです。そのほうがきれいだからね。要するにお願いしているのだけれども、もう世の中の主流は、便器は洋式で、また、もう少し加えさせてもらおうと、やはりLGBTの関係も考えていかななくてははいけないような時代になってきています。ですので、予算的にもこれはなかなか大変なお金がかかる事業になってきますので、将来的な展望も考えながら、優先順位を考えながら、ひとつこの辺のところの環境も整えてあげていただきたい、こんな印象を持ちましたので、よろしく願います。

以上です。

佐藤教育長

快適化トイレの工事が進捗することで、大分生徒指導でいろいろ

ろなプラス材料が出ていますから、牛田委員がおっしゃるように、トイレの問題というのは我々も注視していきたいと思っています。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

片山委員

風間委員の11ページですけれども、オンラインで尼崎市の教育委員会への視察を行ったということで、エビデンスに基づいて授業力向上を図ることが重要だったと書いてあるのですが、エビデンスというのは何を指しているのでしょうか。

佐藤教育長

先ほど、民間企業の取組の中でお話をさせていただきましたが、実は尼崎市も非認知能力について一定のセオリーを持っていて、それに基づいて、こういう刺激をすることでこうなるという、慶應大学の中室先生が非認知能力についての研究をされているのですが、それに基づいたアプローチを、これまた民間の業者と連携する中で、やはり子どもたちがこの授業をどう受け止めたかということ細かく調査していると。ですから、先生方が授業改善していくときに、こう授業を変えていくと、子どもたちがこう受け止めていて、非認知能力にどう結びついたかということがしつかり学説に基づいて展開されていると。大体そういうことをいろいろな教材を使って説明いただいたということです。

先ほどもお話ししましたが、我々、教育振興基本計画の中に学びの基盤プロジェクトというものを入れていますけれども、それも、その視察の成果も踏まえて形づくっているということになります。

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

片山委員

ふるさと科というのは、どういうことを学ぶのでしょうか。

教育指導課長

はだのっ子アワード事業の中で体験活動部門、あと検定部門、読書部門というものがございます。今、統合制で子どもたちに参加してもらっているところではあるのですが、今後は、それを学校の総合授業ですとかそういうところに組み込んだ形で、学校の中でもぜひふるさと科と、仮称ですけれども、そういった取組を学校とタイアップしていければと考えています。

佐藤教育長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、また後ほど質問がございましたら、御意見がございましたら追加でお願いしたいと思います。

それでは、(3)から(9)まで一括して御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

親子川柳大会について、私はすごくこの事業はいいなと思っているのですが、これは、応募数が横ばいからやや減少傾向の中で、また上がってくるということで、新しい教育振興基本計画の中でも、社会教育と学校教育、共同してやっていきたいと思いますという話の中で、5番のところに入選作品の展示等とあるのですが、これは今までタウンニュースとか新聞等で取り上げていただいたこともあるのかなということと、実際にまほろば等には流れているのでしょうか。とてもいいイベントなので、もっと広報していったらどうかと思うのですけれども、いかがですか。

生涯学習課長

この事業の募集の周知については、まほろば通信等で流しており、最終的な審査結果は、まほろば通信等で周知しています。

佐藤教育長

先ほど片山委員からふるさと科というお話があって、やはり今回、市長はふるさと秦野ということを施政方針演説の中でかなり強調されていたので、この親子川柳大会も、恐らく秦野独自のものかと思えますので、ぜひ広報をお願いしたいと思います。

ほかにいかがですか。

高橋委員

資料No.8の園児数及び学級数についての感想ですけれども、幼稚園のところで、上幼稚園は令和3年度、4歳児が3人ですか、5歳児が6人、大変少ない人数になっていますね。上幼稚園は施設統合型で小学校に入ったのですけれども、就学前教育というのが今とても大事と言われている中で、3人という集団の中で、初めて親というか家族から離れて集団生活をするわけですね。そのような場合に、この少人数で果たしていいのかなという感想があるのですね。

少人数で手厚く見ていただけるのでいいという場合と、ある程度、同年齢の子どもたちの中でいろいろな子と接触しながら学んでいくことも多いと思うのですね。ですから、今後のことも考えて、そこら辺のところを研究してというか注視していただきたい。果たして少人数のほうが小学校に入ってからうまくいくのか、それとも大勢の中で揉まれたほうがいいのかというのが私自身もちょっとわからないところがあるので、今、非認知能力ということも関係してくると思いますので、そこら辺のところをちょっと研究していただけたらと思います。

教育総務課長

ただいま御指摘いただきましたとおり、少人数がいいのかというところは非常に大きな問題だと思っております。今回、3月に策定しました幼児教育・保育環境整備計画の中におきましても、望ましい集団性の目安ということで20名ぐらいの園児がいる中で、同じ年齢のお子さんが集団活動をすることでいろいろな経験

をしていって、思いやりですとか相手を気遣うみたいなところを育てていくという意味では、やはりある程度の人数が必要だと思っております。

ただ、上幼稚園につきましては、小学校と一体化する中で、施設内の保育も年長さんと一緒に活動する場面を設けたりですとか、あと小学生と一緒に活動する、そういうところで、同年代というところでは違うかもしれませんが、集団性のさまざまな経験をするというところでは補えていっているというような状況にあります。

ただ、おっしゃるとおり、少人数がいいのかということについては、今後研究していく必要があると思いますので、状況を注視しながら検討してまいりたいと思います。

佐藤教育長

群れて育つということは子どもにとっては非常に重要なことなので、園小接続カリキュラムの中でも注視していったほうがいいかもしれないですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

片山委員

資料No.13の本のおたのしみ袋ですけれども、これも非常に意欲的な取組で、今年初めてということですが、対象とされている年齢と、これの広報をどうされているのか教えていただけますか。

図書館長

本のおたのしみ袋でございますが、これは大体小学生、中学生、小学生は1年生ぐらいから対象になります。図書館に司書がおりますから、司書の中で学年に合わせて、またジャンルに合わせていろいろ本をチョイスして、それを外から見えないような形で、例えば乗り物の本ですといっても中身はどういう乗り物の本が入っているかわからないとか、要は、中を開けて楽しんで読んでいただく。親子で読んでいただければなおいいかというところで行っております。

実は今回、私は司書ではないですが、少し選ばせていただきました。司書のほうでも楽しみを持ちながら、子どもたちに手に取っていただければと考えて行っております。

片山委員

市民の方は、どういうときにこれがあることを知るのですか。

図書館長

図書館のホームページとか、4月15日号の広報とか、そういったもので市民向けにも発出しております。

佐藤教育長

この年齢というのは、事前に幼稚園生とか小学生とか、10代とか20代とかと年齢が改めて示されてあるのですか。

図書館長

この本を置くところに何年生向けとか、どういったジャンルの本とかというところは表示するようにしております。

佐藤教育長

片山委員、よろしいですか。

牛田委員

とてもいい取組かと思しますので、ぜひ広報していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

資料No.11の令和3年度「いじめを考える児童生徒委員会」についてということで、先ほど教育指導課長から丁寧な説明がありました。昨年もこれに私はふれさせていただいたかと思うのですが、その中で、前教育指導課長がこんなことをおっしゃったのですね。平成20年に設置されて10年あまりということで、今までの振り返りをしっかり検証して未来にどうつないでいくかがこれからの課題であるというようなお話をされました。私もそれは本当に同感で、今、教育指導課長から話を伺った中で、内容を聞いていまして、その辺の思いがしっかりと前課長から現課長に伝わっているな、引き継ぎされているなという印象を持ったのですね。

例えば、はだのっ子生活スタンダードのこともふれられていまして、大分この辺の取扱い方、見方も変わってきたなという印象を持っています。

また、これからこの会をどう育てていくのか、未来につないでいくのかというのは、私も本当にここはしっかり考えてほしいという思いがあるのですね。そのときに、昨年だったかな、私が話をさせてもらったことは、この「いじめを考える」というのは、とてもストレートでインパクトがあって、子どもたちにとってもわかりやすいのだけれども、今やっている内容と、どうだろうか、マッチングするのかなど。

この言葉を大事にしていきたいという思いは私もあります。ただ、何か印象が非常に暗くて、もう少し子どもたちが、児童会とか生徒会が中心になって学校づくりに自分たちが参画していく、それは、もちろんいじめをなくすということも踏まえたうえで、その結果としていじめがなくなって、みんなで仲よく、楽しく、充実した学校生活を送られていくというような形で子どもたち自ら主体的に学校づくりに関わっていくような、そういうものが発信できるような会合になってほしいと思っています。

ここに委員として市内小学生が26名、中学生が、2年生9名、3年生9名、全部で44名。この子たちが核になって活躍できたらいいのかなど。この子たちがそれぞれの、皆さんがいつも、教育指導課長も担当指導主事もおっしゃっているのですが、この場だけのものではなくて、それぞれが自分たちの学校に持ち帰って、ぜひこれを周知して一体感ある取組を行ってほしいというような

佐藤教育長

教育指導課長兼  
教育研究所長

ことを言われています。

ぜひ、今年もまたスタートするわけですがけれども、この取組を一般生徒に周知して、学校としての一体感ある取組、そしてまた、場合によってはコミュニティ・スクールとの関係性、連動というようなこともあっていいのかなと、思いつきで頭に浮かんできました。ぜひ、これをこれからどうみんなに伝えていくのか、無理やり事業名を変えてほしいということは言いませんけれども、検討して、子どもたちにもう少しなじみやすい、そして取組に合った内容と合わせて御検討いただけたらいいのかなと思います。

感想です。

教育指導課長に期待したいと思いますので、よろしく願います。

牛田委員より過大なるお言葉をいただきましてありがとうございます。私も現場にいるときに毎年、このいじめを考える児童生徒委員会に出席させていただいて、その年、その年によって非常に雰囲気が違う中で実施されているというところで、私も本当に楽しみに参加させていただいておりました。

そもそもこの歴史がかなり古くなってきて、もともと「いじめ」という言葉がクローズアップされるようになってきたのも、やはりいじめがもとで、不幸にも命を絶ってしまうというような事件があって、そこから「いじめ」という言葉が社会的にクローズアップされる時代があったかと思います。

そこを起点に、秦野市でも、大人が「いじめはだめだ」「いじめはやめなさい」という形ではなくて、子どもたちに、どうやれば自分たちと同じ仲間がいじめで苦しむことがない学校づくりができるかというところからスタートしていると聞いております。

「いじめ」という言葉は、子どもたちの中でもひとり歩きをして、いい意味でも悪い意味でも今後また検討していかなければいけない部分かとは思っております。

また、先ほど秦野市の新都市像ということで、市長が令和3年度に「水とみどりに育まれた誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」というところを提唱されております。そういったものもぜひ、先ほどのふるさと科という話にもあったかと思いますが、子どもたちの中に、やはりふるさと秦野を愛する心をこういったいじめを考える児童生徒委員会の中でも浸透させていければいいかなという目標もございます。

今まで築いてきたものをもとに、新しくしていくもの、伝統は伝統として引き継いでいくもの、その辺は、今後課としても考え

佐藤教育長

ていきたいと思っております。

以上です。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次に移りたいと思います。次に、4、議案に入ります。

議案第17号「秦野市立図書館窓口業務等委託に係る企画提案型事業審査会規則の制定について」及び議案第18号「秦野市立図書館窓口業務委託に係る企画提案型事業審査会委員の委嘱及び任命について」は、関連がございますので、一括して説明をお願いいたします。

図書館長

それでは、図書館から議案第17号について、また、関連があります議案第18号について御説明いたします。

まず、議案第17号ですが、提案理由としましては、現在の図書館窓口業務等委託の契約が本年7月31日に満了することに伴い、次の受託事業者を企画提案方式、いわゆるプロポーザル方式により選定するため、秦野市附属機関の設置等に関する条例に基づき規則を制定するものです。

議案に添付されています秦野市立図書館窓口業務等委託についてという資料を御覧ください。2枚めくっていただいて、3枚目の資料になります。

秦野市立図書館では、平成18年度から民間事業者のノウハウを最大限に利活用するため、窓口業務の外部委託化を秦野市行革プランの重点施策に位置付けて実施し、さらに、その後、委託内容を拡大してまいりました。本来の業務委託は、委託した業務を受託者が独自に完遂することが法令上必須とされていますが、図書館には委託事業者の従業員のほか、市の常勤職員、また会計年度任用職員といった雇用体系の異なる従事者が混在する運営体制となっていることから、担当する業務について見直しを図る状況になっております。

また、利用者ニーズの多様化やコロナ禍などによる図書館利用の減少、かねてからの読書離れなどもあり、利用者数や蔵書の貸出数なども減少傾向となっています。そのため、豊富な公共図書館での運営実績を有する事業者の中から委託する業務を独自に完遂できるマネジメント力や図書館サービスのさらなる向上につながるノウハウ、請負金額等を総合的に評価して選定するため、これまでの条件付一般競争入札ではなく、公募型プロポーザル方式により事業者からの提案を受け、選定することといたしました。



ただいま提案させていただいております規則は、各事業者が提案した内容を評価するための審査会を設置するためのものです。審査会の名称は、第2条にあるとおり、秦野市立図書館窓口業務等委託に係る企画提案型事業審査会とし、委員の人数は6名とします。また、第4条において、審査会には互選による会長、副会長を1名ずつ置きます。それから、最終的な審査結果や受託候補者になりますが、これはもちろん公表しますが、会議自体は非公開と考えております。

最後に、附則にあるとおり、この規則は公布の日から施行となり、受託事業者を選定した日をもって廃止となります。

次に、議案第18号ですが、ただいま御説明いたしました審査会規則第3条第2項の規定により、審査会の委員を委嘱及び任命するため提案するものでございます。

議案第17号の審査会規則第3条のとおり、委員は6名とし、1、学校教育及び社会教育の関係者、2、家庭教育の向上に資する活動を行う者、3、学識経験を有する者、4、本市の職員のうち教育委員会が指名する者の中から教育委員会が委嘱、任命します。

6名の委員ですが、図書館を所管する文化スポーツ部長、図書館長、図書館長代理のほか、学識経験者として、東海大学課程資格教育センター図書館学研究室准教授で平塚市の図書館協議会の会長を務めている竹之内禎氏、それから、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、図書館でおはなし会を開催する際にボランティアとして御協力いただいているおはなしころりんの会員で、本市の図書館協議会の会長である斎藤由佳里氏、それから、学校教育及び社会教育の関係者として、東海大学附属図書館中央図書館の課長で、本市の図書館協議会の副会長である紅谷龍司氏の6名としております。

任期は、審査会規則と同様、受託事業者の選定日までとなります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

説明ありがとうございました。

では、御意見、御質問等ございますでしょうか。

—特になし—

よろしいですか。

それでは、議案第17号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

佐藤教育長

佐藤教育長

佐藤教育長

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号「秦野市立図書館窓口業務等委託に係る企画提案型事業審査会委員の委嘱及び任命について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

佐藤教育長

ありがとうございました。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、協議事項に入りたいと思います。

(1) 令和3年度教育委員会教育行政点検・評価についての説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、協議事項(1) 令和3年度教育委員会教育行政点検・評価について御説明いたします。

まず、資料の1の(1) 目的を御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定によりまして、教育委員会自らが教育委員会の権限に属する事務の管理と執行の状況について、自らチェックし、その活動を充実させるとともに、市民に対して、その説明責任を果たすことを目的に実施するものでございます。

(2) の点検・評価の対象につきましては、令和2年度における教育委員会の活動状況及び教育振興基本計画から抽出した主要施策となります。

(3) の内容を含め、(4) 点検・評価のすすめ方でございます。まず、事務局各課等によりまして、目標指標を可能な限り明示した自己評価を行いまして、その後、イ、第三者による客観的な評価、意見を受けるため、学校教育関係者、生涯学習関係者等により組織する「教育施策点検・評価会議」による評価を行います。その後、ウ、学識経験者等による総合的な意見・評価をいただきまして、最後、エ、教育委員による点検・評価を行うという流れになります。

資料2ページを御覧ください。教育施策点検・評価会議委員(案)のところになります。区分及び選出団体は例年どおりの内容となっております。7名の方の委員を予定しております。

そして、3ページの四角の中に令和2年度の委員が載っておりますけれども、学識経験者の総合的評価をしていただく方につきましては、昨年と同様に大島教授と逢坂教授を予定しているところでございます。

続きまして、資料4ページを御覧ください。令和2年度の点検・評価の対象となる主要施策22施策の一覧となります。

最後、5ページ、今後のスケジュール（案）になります。右側の教育委員会会議の欄を御覧ください。本日、このスケジュールなどについて御協議いただきまして、5月には教育委員会の活動状況について協議を行っていただく予定となっております。隣のフロー図に目を移していただきまして、その後、6月上旬から7月上旬にかけて、点検・評価会議による評価を行っていただきまして、7月中旬に教育委員の皆様の学習会を予定しております。そしてその後、また右の欄に移りますけれども、8月の定例教育委員会会議に議案として提出いたしまして、9月、市議会第3回定例会のときに議員へ資料配布、そして市民の皆様へ公表する予定となっております。

簡単ですが、内容の説明は以上となります。

佐藤教育長

現行、その前のわくわく教育プランの点検・評価として、これが最後ということですね。

それでは、御意見、御質問ございますでしょうか。

牛田委員

毎年この点検・評価が進められているのですが、本市の点検・評価を他市のものと見比べて評価したことはないですが、当たり前だけれども、とても真面目に、そして丁寧に進められているなという印象を私は持っています。

1ページにあるような目的、それから対象、点検・評価の主体、進め方、本当に丁寧にしっかりと5ページにあるようなスケジュールで進められていることに対して、私も敬意を持って読ませていただいています。

今、教育長からも話があったとおり、わくわく教育プランの点検・評価としては今年が最後になりますね。来年度は、先日3月に配付された秦野市の教育振興基本計画についての点検・評価の際にもあったと思うのですが、私が最近思うことは、この点検・評価のシートそのものに、何か規定とか縛りがあるのかなとったりもするのですね。というのは、これは事務がなかなか大変なのではないかという印象を持つのです。私も去年のこの点検・評価、元年度のものを見ながら、もし縛りがなくて、改善・工夫の余地があるのであれば何かできるのかなと見てみたのですが、いい発想が浮かんできません。どれも大事なことだなと思ってね。

ただ、そうしているとずっと変わらないのですね。来年度の点検・評価については、新しい教育振興基本計画になってきますので、もう少し、事務にあまり負担がかからず、なおかつ、しっかり分析された、市民にも納得、理解いただけるような点検シートの作成について、1年かけて少し見直しをされてみてはどうか

佐藤教育長

と、そんな感想を持ちました。感想です。

教育振興基本計画の作成の過程でも、事務局の方々とお話しさせていただいたときに、私も結構な市町村を見ました。ですから、やはり点検・評価についても、少し、事務局の負担という御心配をいただいたのですが、確かにそれは私も感じていますので、その辺、より良いものを、また部長とも相談しながらやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、続きまして、秦野市学校給食センター設置条例を制定することについての説明をお願いします。

学校教育課担当課長

私からは、協議事項（２）秦野市学校給食センター設置条例を制定することについてを御説明させていただきます。協議事項（２）の資料を御覧ください。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、秦野市学校給食センターを設置することについて必要な事項を定めるものでございます。

条例で定める事項といたしましては、設置場所、これは旧水道局庁舎跡地にあります秦野市曾屋830番地1に設置すること。2として管理、給食センターの運営は、教育委員会がしっかりと管理してまいります。3の職員、学校給食センターに、学校給食センター長その他必要な職員を配置いたします。4として委任ですが、本条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものといたします。

それから、規則で定める事項としましては、2ですが、（1）担当の設置、給食センターに、学校給食主管課の担当を設置いたします。（2）としまして、学校給食センターの業務ですが、そこに記載しておりますアからキの業務について掲げることといたしたいと思えます。（3）の業務の報告としましては、各月における学校給食センターの業務の状況を翌月10日までに教育長に報告することといたします。

資料の裏面を御覧ください。今後の予定でございますが、5月に教育委員会会議において、「秦野市学校給食センター設置条例」を審議していただきます。6月に「秦野市学校給食センター設置条例」を議会に上程させていただきます。9月に学校給食センターが完成し、10月、11月をめどに準備等を進めていくのですが、10月に入りすぐに、秦野市学校給食センター内に担当の組織、事務室を開設いたします。その間、学校給食センターを皆様に見学していただいたり、保護者の試食会を開催したり、給食を

実際に各中学校へ配送し、配送や各学校での配膳のリハーサルを行い、学校の不安を取り除きながらスムーズな12月の中学校給食の開始に向けて準備を進めてまいりたいと思います。そのため、9月の給食センター完成後すぐに、10月に職員がそちらに移行できますよう、本条例の制定をこの6月の議会に上程させていただくことといたします。

佐藤教育長

説明は以上となります。

ありがとうございました。

御質問、御意見ございますでしょうか。

—特になし—

佐藤教育長

よろしいですか。

それでは、続きまして、学校業務改善推進方針ですね。

教職員課長

私から、資料の協議事項(3) 秦野市学校業務改善推進方針(案)についてとなります。

資料を1ページおめくりいただきまして、本市では、国の学校における働き方改革を踏まえて、平成30年3月に秦野市学校業務改善方針を策定、平成30年4月からこの3月までの3年間を集中推進期間として、学校と教育委員会が一体となって28項目の教職員の負担軽減策に取り組んでまいりました。この間、新型コロナウイルスの感染拡大なども加わり学校環境が大きく変化する中で、教職員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保し、指導力を発揮できる環境づくりがより一層求められてきております。

前回の改善方針については、3年間の集中推進期間が終了したことから、これまでの「学校業務改善方針」から「学校業務改善推進方針」と名称を改めて、継続的、計画的に学校における働き方改革のさらなる推進を図るものです。

改定に当たっては、前方針で掲げた28項目の業務改善策をPDCAサイクルに基づき総括しております。この総括につきましては、教育部長をはじめ事務局のほか、小中学校から校長先生、事務職員の方々、職員団体の方々など7名の方々に御協力いただき、今回の新たな推進方針についても御協議していただいております。

併せて、秦野市新総合計画、秦野市新教育振興基本計画との整合性を図り、令和3年度から令和7年度までの5年間を推進期間として方針案を策定しております。

なお、1ページの中ほど、学校業務改善の目的のうち、3番目の教員の仕事の魅力づくりについては、教育水準の改善・向上と

置き換えたほうがよいとの意見を既にいただいております、次回議案の際、差し替えの可能性がりますことを御承知おきください。

方針の具体ですけれども、前方針のフォローアップを基本に策定させていただいております、資料4ページから始まる(1)教員の担うべき業務に専念できる環境づくり取組項目、6ページの(2)部活動における負担軽減、同じく6ページ(3)教職員の働き方の見直し、7ページの(4)学校現場支援体制の強化という4つのパッケージ、大きな枠組みは変えず、項目を22項目として策定しております。

その必要性から前回方針の項目から継続のものもありますが、特にアンダーラインを引いた部分、例えば、4ページの「学習用端末アカウントを活用した学校間、教職員間の情報共有」、6ページの「部活動スタートアップ事業を展開」、同じく6ページの「学校体育施設開放業務の事務処理の見直し」などについては、新規の取組として改善を進めていきたいと考えております。

先ほど御報告させていただきましたとおり、小中学校教職員在校等時間の集計を見ますと、教職員の勤務時間状況はまだまだ厳しいと言わざるを得ません。さまざまな取り組みを通して業務改善することは、先生方の勤務時間の短縮につながることももちろん重要なことですが、同時に先生方が子どもたちと一層向き合える時間の余裕や気持ちの余裕につながることも重要なことだと思います。

学校業務改善推進方針(案)につきまして、以上、よろしく御協議のほどお願いいたします。

佐藤教育長

今、事務局から説明がございました。先ほど高橋委員から町田市のことを御質問いただいたのですが、それが今の4ページの教職員課長がお話しされた「学習用端末やアカウントを活用した」、この後に「登校型校務支援システム」、このあたりに町田市のことも入っているということになります。

飯田委員

それでは、御質問、御意見いかがでしょうか。

6ページの部活動における負担軽減についてですけれども、特に運動部などでは部活動の地域指導者の体制が必要だと思うのですが、対外試合、遠征とか大会に行くときの部活動の引率は、まだ先生方がいないと、何か中体連との絡みがあると思うのですが、その辺はいかがなんでしょうか。

教育指導課長兼  
教育研究所長

現段階では、教員が引率をする、又は部活動指導員という制度がありまして、本市でも部活動指導員を導入している学校もあります。その場合には、顧問、いわゆる教員が同伴しなくても対外

佐藤教育長

牛田委員

試合の引率等、あと休日の学校での活動というところは、教員なしで実施できるとはなっております。

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

一通り目を通していただきました。とても具体的に、丁寧にまとめられているなという印象を持ちました。1ページの秦野市学校業務改善推進方針、その中の2つ目の「この間」の段落、3つ目の「ここで」の最後の段落、この辺のところから、学校職員の業務を改善していこうとする教育委員会の強い思い、姿勢を感じることができました。

やはり先生方が心身ともに健康でないといい仕事ができないし、子どもたちにとっても、いわゆる子どもたちにとってより良い教育環境が保障されていないと思うのですね。先生方が心身ともに健康で、元気で、そして、子どもたちに対してしっかりと丁寧に寄り添いながら指導していく、そういう環境をつくるのはとても大事なことだと思うのですね。そういった意味においては、ぜひ、この具体的な項目について一つ一つしっかりと着実に推進して行ってほしいと思っています。

ただ、その中で、理解をしていただく、協力していただかなくてはいけないのは、やはり家庭と保護者だと思いますね。家庭と保護者の理解、協力なくしては、これはなかなか先生方、精神的に気持ちは安らぎません。ですので、ぜひこの辺のところの先生方の勤務状態、過酷な勤務実態の状況を知っていただきながら、こんなふうに取り組んでいきますという、今ここに紙面構成されている内容のダイジェストでもいいと思いますので、例えば、もう終わってしまったのでしょうか、市P連の総会の折に、少しお時間をいただいておりますか、1月にも市P連の大会か何かがあるようにも、今でもあるのでしょうか。そういったところで10分か15分、少しお時間をいただきながら、この辺のところのあらましについて御理解いただけるような発信をぜひしていただき、みんなでこの業務改善について取り組んでいくのだという姿勢を、空気を保護者や家庭とともに作り上げて行っていただきたいと思っています。

また、市のホームページなどでも、この辺のあらましを紹介されてもいいかと思っています。保護者、家庭の理解がない中では、なかなか先生方は精神的に休むことができないと思うのですね。物理的にも時間的にもね。ですので、ぜひ、そういった発信を進めて行っていただきたいということが1つです。

それから、2つ目は、最後の7ページに学校現場支援体制の強化の①に教職員定数の増員に係る国・県への要望を継続。これは、もうずいぶん前からずっと言い続けてきたことですが、ぜひ強く国や県に要望していただきたいと思いますと思うのですが、この要望に、この紙面で加えていく必要はないと思うのですが、ぜひ、やはり国や県に伝えてほしいのは教員免許の更新制です。

これは非常に現場の負担が大きいと私は思うのです。教員免許の更新制は平成21年に始まったのだけれども、そのときまた私がその仕事を担当していたのですが、よく覚えているのです。これは漏れがないようにずいぶん神経を使いました。これは、しっかり免許更新の講習を受けないと失効してしまうので神経を使って対応した思いがあるのですが、当時これは、不適格教員とか、あるいは指導力不足教員への対応ということでスタートしたような記憶があるのです。この年に30時間もの講習を受けて、しかも試験を受けて合格しないと失効してしまうという、これは先生方にとってはかなり負担が大きいという現場の声として私はあると思うのです。私自身も学校にいたときにはずいぶん神経を使いながら、先生方に負担をかけながら受講してもらった記憶があるのですが、これを、最近、文部科学省でも見直し、改善あるいは廃止ということを含めて検討しているような情報も入ってきていますが、ぜひ見直しをしていただきたいと思います。

例えばの話、女性の方が家庭の事情で退職される。退職している間に免許が失効してしまって、本来ならば30代後半、40代で臨時的な任用職員として活躍できるような人であっても、その間に更新をしていなかったがために臨任としての仕事もできなくなるというような、これも私は聞いたことがあります。今、教員不足の中でとてももったいないという大きな課題だと思うのです。

ぜひ、この教員免許の更新制については、ここで取り上げるべき問題ではないですが、教育長をはじめ担当の課長も、機会あるごとにこういった声を国や県に上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上2点です。感想です。

では、御意見ということで、また反映していきたいと思えます。

そのほかいかがでしょうか。

今、牛田委員から御家庭の協力というような話が出たのですけれども、それに関して、8ページの園小中一貫教育の推進のとこ

佐藤教育長

片山委員



佐藤教育長

ろで「家庭学習ノートの作成」とあるのですが、家庭学習ノートというのはどなたかがチェックされているのですか。

基本的には、家庭に持ち帰って、学校と家庭と両方でコンセンサスを得て、記入をしていただくものとしています。書いたものを学校の担任がチェックをするというような形ですね。

片山委員

では、お互いの意思疎通が図れるような感じにはなっているわけですね。

佐藤教育長

そうですね。いわゆる連絡帳の学習版ということになるかと思えます。

では、よろしいですか。

それでは、その他に入りたいと思います。5のその他、(1)の要望書についての説明をお願いいたします。

学校教育課長

本年3月25日付で新日本婦人の会秦野支部様から、「コロナ禍のもと、児童・生徒（学生）の健康と学習権が守られるために、生理用品の配布と相談環境の整備を求めます」という要望書が提出されました。

以上でございます。

佐藤教育長

これにつきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

—特になし—

佐藤教育長

それでは、その他の案件ございますか。

生涯学習課長

私からは、広域連携中学生交流洋上体験研修のことについて1点御報告させていただきます。

例年夏に、7月から8月の時期に2泊3日で研修を実施しておりますが、去年はコロナの関係で研修を中止しております。今年度につきましては、先日、4月14日に第1回実行委員会を開催いたしまして、コロナ禍という中で2泊3日、100人という研修は延期ということで実行委員会の中で決定しました。

今後、東海大学の望星丸と調整いたしまして、実行委員会を7月から8月頃に開催したいと考えております。実行委員会で改めて研修の実施等について協議、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

佐藤教育長

その他はよろしいですか。

それでは、会議を非公開とする前に、次回の日程調整をお願いいたします。

事務局

次回の開催日程ですが、5月の定例教育委員会会議を5月12日水曜日、午後1時30分から、こちらの会場で予定しております。よろしくをお願いいたします。

佐藤教育長

事務局からは以上です。

よろしいですか。

それでは、ただいまから会議を非公開といたしますので、関係者以外の方の退席をお願いしたいと思います。

—関係者以外退席—